平成２９年（フ）第１８９１号
横浜市磯子区洋光台４丁目１番５―205号
債務者　工藤　廣志
1　決定年月日時　平成29年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１９４２号
横浜市都筑区仲町台２丁目１番26―502号
債務者　久保　弘美
1　決定年月日時　平成29年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１９７４号
横浜市神奈川区六角橋６丁目24番３―305号
債務者　山崎久美子
1　決定年月日時　平成29年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２０６８号
神奈川県大和市南林間８丁目９番20号　サンフラワー101
債務者　小美濃徳子
1　決定年月日時　平成29年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第９２８号
東京都町田市山崎町2200番地山崎団地２―13―404
債務者　田中　　宏
1　決定年月日時　平成29年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月14日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２９年（フ）第５５９号
東京都江戸川区北小岩７丁目22―23グリーンハイツ203、住民票上の住所東京都稲城市百村1630番地
破産者　下田　　登
1　主文　当裁判所が平成29年７月４日にした破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所が「東京都稲城市百村1630番地」とあるのを「東京都江戸川区北小岩７丁目22―23グリーンハイツ203、住民票上の住所東京都稲城市百村1630番地」と更正する。
2　決定年月日　平成29年９月26日
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２８年（フ）第６８４号
北九州市小倉北区大手町17番１―602号
破産者　野杁　生磨
1　決定年月日　平成29年９月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第１１３８号
北海道千歳市北光１丁目９番８号
破産者　及川　　悟
1　決定年月日　平成29年９月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２１０９号
札幌市豊平区美園２条６丁目６番１―102号
破産者　島　　幸紀
1　決定年月日　平成29年９月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１０４０号
埼玉県蕨市中央２丁目14番９号
破産者　川島　由華
1　決定年月日　平成29年９月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第６１６号
大阪市住吉区長居東４丁目14番11号エクセルシャトー102号
破産者　上田　泰平
1　決定年月日　平成29年９月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３２６５号
堺市堺区南花田口町１丁１番９―301号（住民票上の住所堺市堺区文珠橋通２番５―101号）、開始決定時大阪府貝塚市脇浜３丁目９番13号（開始決定時の住民票上の住所堺市中区深井清水町3281番地１）
破産者　木村　友昭
1　決定年月日　平成29年９月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５５３５号
大阪府吹田市原町２丁目38番６号
破産者　小野　朋之
1　決定年月日　平成29年９月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第８２号
大阪府八尾市東山本町４丁目２番８―101号
破産者　竹田三津子
1　決定年月日　平成29年９月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４０７号
新潟市中央区上近江３丁目15番22号ヴィラ近江２号館205号、開始決定時の住所新潟市中央区鳥屋野１丁目22番17号
破産者　田中　五雄
1　決定年月日　平成29年９月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第５５号
岐阜県可児郡御嵩町比衣974番地１
破産者　伊藤　直幸
1　決定年月日　平成29年９月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所御嵩支部